

別紙 1

応接簿 (意見聴取用)

		決裁年月日		統括官等		担当者	
		. .					
相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称			応接者	部門	課税第 部門	
	事務所の所在地	電話 ( ) -			氏名		
	調査対象個人又は法人名			応接方法	来 署	電 話	その他 ( )
意見聴取の内容	応接日時	年 月 日 : ~ :		意見聴取連絡年月日	年 月 日		
調査への移行の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		事前通知(予定)日	年 月 日		
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>		送付年月日	年 月 日		
摘要							

## 応接簿（意見聴取用）

### 1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、法第 35 条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合や、意見聴取に関して応答した事績、並びに「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

### 2 記載要領

- (1) 相続税の申告書に係る法第 33 条の 2 の書面について意見聴取を行う場合には、「調査対象個人又は法人名」の欄には、被相続人の氏名を記入する。
- (2) 「意見聴取結果についてのお知らせの送付要否」欄には、意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要があるときには、「要」欄にチェックし、送付する必要がないときには、「否」欄にチェックする。  
(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、局資産課税課に確認する。
- (3) 摘要欄には、意見聴取により、調査に移行しないとした場合にそのてん末、及び「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士等から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記入する。